

物流総合効率化法案の概要

(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律)

平成17年4月26日

国土交通省総合政策局
貨物流通施設課

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案 概要

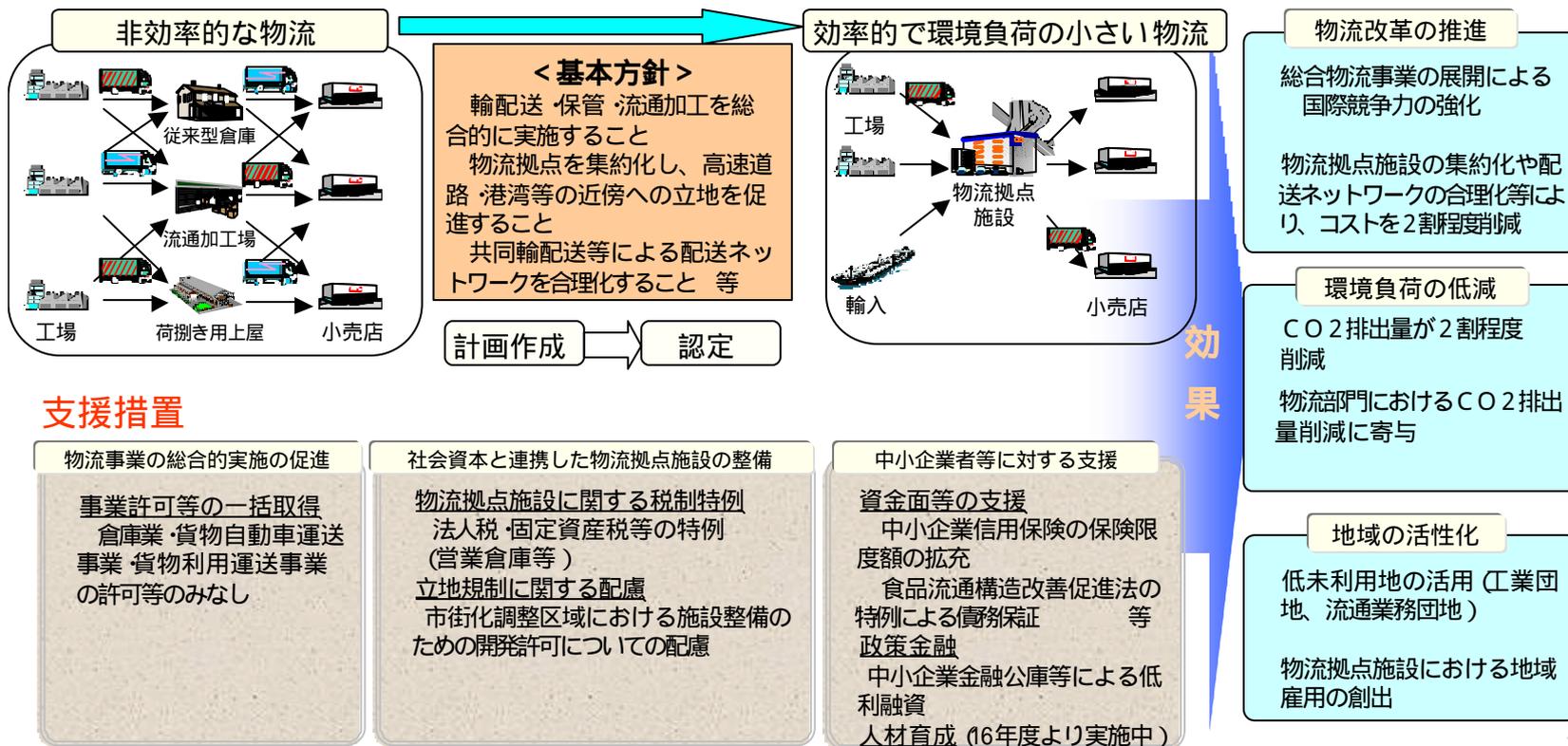
背景

産業の空洞化に歯止めをかけ、我が国の国際競争力を強化するため、総合的・効率的物流システムの構築が急務

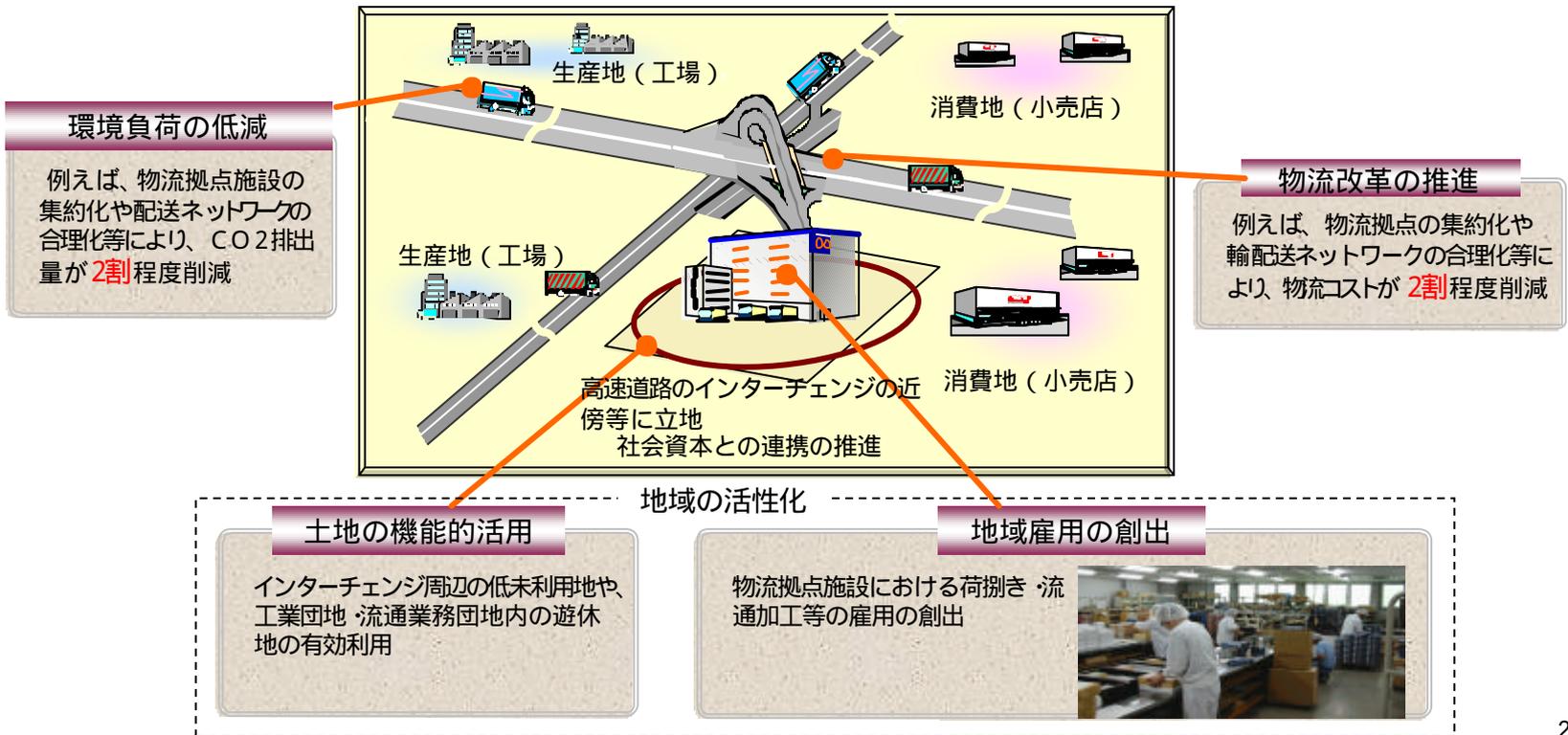
京都議定書が2月に発効し、運輸部門における温暖化ガス（二酸化炭素）排出量の削減が急務

土地の機能的活用等による地域経済の活性化の観点から物流拠点整備へのニーズの高まり

法律の概要



流通業務の総合化及び効率化のイメージ

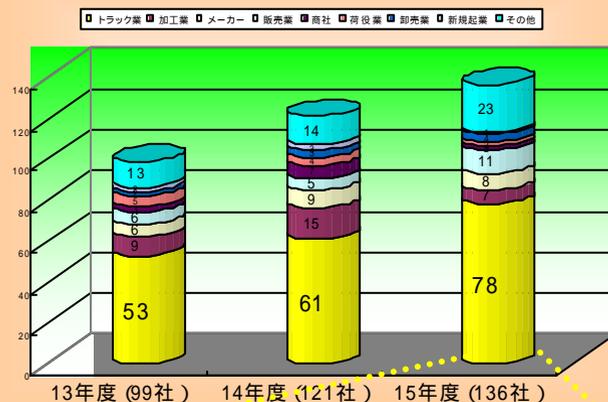


倉庫業、貨物自動車運送事業等の許可・登録の一括取得

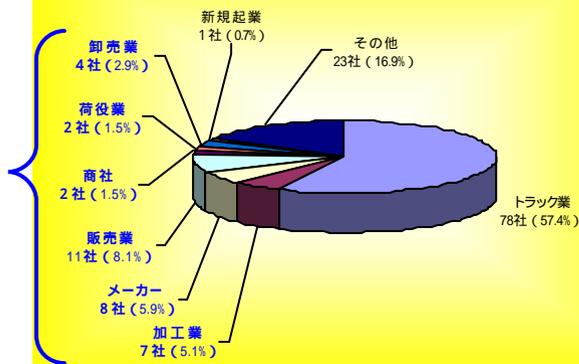
一括取得制度の概要

1. 総合効率化計画を実施するにあたって、新たに許可等が必要となる事業がある場合には、計画の申請時に事業法上の許可等の申請に必要な書類を併せて提出することができ、計画の認定を受けた場合には、同計画の実施に必要な倉庫業、貨物利用運送事業、貨物自動車運送事業の許可・登録を受けたものとみなす。
2. 既に倉庫業、貨物利用運送事業、貨物自動車運送事業の許可・登録を受けている者は、総合効率化計画の申請時に事業計画の変更認可や倉庫の変更登録の申請に必要な書類を併せて提出することができ、計画の認定を受けた場合には、必要な変更認可・登録等を受けたものとみなす。

業種別新規倉庫登録事業者数の推移



15年度新規登録事業者（136社）の内訳



総合物流業への進出機運の高まりを受け、物流事業許可・登録のための申請負担を軽減

業種	新規登録者数	うち同時期に他の物流業許可を取得した者とその内訳
卸売	4	利用運送(2)
荷役	2	港湾運送(1)
商社	2	
販売	11	利用運送(5) トラック(1)
メカ	8	利用運送(2) トラック(3)
加工	7	利用運送(1) トラック(1)
計	34	16(47.1%)

倉庫用建物等に対する税制特例

税制特例の概要

1. 物流総合効率化法による総合効率化計画に基づき取得する倉庫用建物等を特例措置の対象とする。
2. 内 容

○所得税・法人税	割増償却	5年間10% (営業倉庫)
固定資産税・都市計画税	課税標準の特例	5年間1/2 (営業倉庫) 5年間3/4 (附属設備) 5年間5/6 (港湾上屋)

対象施設の要件

対象施設 : 普通倉庫、冷蔵倉庫、貯蔵槽倉庫、港湾上屋、附属設備

地区要件 : 臨港地区又は高速自動車国道等ICから5km以内の区域

設備要件 :

垂直型連続運搬装置、電動式密集棚装置又は自動化保管装置のいずれかを有すること

情報交換機能及び貨物保管場所管理機能を有すること

流通加工用空間が設けられていること 等

* 附属設備は、垂直型連続運搬装置、電動式密集棚装置、自動化保管装置等が対象となる。

税制特例の効果

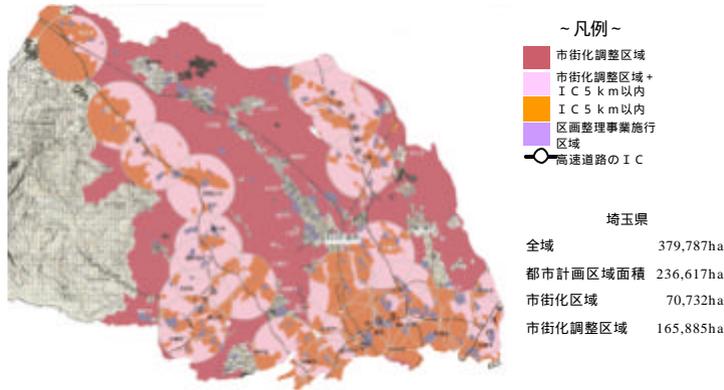
延床面積 1万㎡、建物取得費 10億円の営業倉庫で、新設から5年間の合計で約3000万円の減税効果 (法人税、固定資産税、都市計画税)

高速道路等の社会資本と連携した物流施設の整備を後押し

市街化調整区域の開発許可に関する配慮

都市計画法上の規制

市街化調整区域に係る開発行為については、都市計画法第34条第1項各号に掲げられた要件のいずれかに該当する場合でなければ、都道府県知事は許可をしてはならない。



市街化調整区域にかかる開発行為の許可要件

都市計画法第34条 (略)

一~九 (略)

十 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する開発行為で、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たもの

イ (略)

ロ 開発区域の周辺における市街化を促進する恐れがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるもの

配慮の概要

物流総合効率化法の認定を受けた総合効率化計画の用に供する特定流通業務施設の整備について、通常開発許可して差し支えないと考えられる開発行為として運用。